北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業監視円卓会議（第 48 回）開催結果概要

１ 日 時

令和元年（2019 年）12 月 16 日（月）14 時 30 分から 16 時 30 分

２ 場 所

ＰＣＢ情報処理センター（室蘭市御崎町１丁目９番地８）

３ 出席者

・ 円卓会議委員 11 名、伊達市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（ＪＥＳＣＯ）、北海道立総合研究機構（環境科学研究センター）

・ 事務局（北海道、室蘭市）

・ 傍聴者 12 名

４ 内 容

（１） 第 47 回監視円卓会議議事録について

（２） 北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況について

（３） 前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

（４） 安定器及び汚染物等の処理促進策について

（５） その他

５ 議事概要

⑴ 座長選出等について

眞柄委員の座長退任に伴い、座長として船水委員を、副座長として吉田委員を選出。

⑵ 第 47 回監視円卓会議議事録について 【資料１】

前回開催した会議の議事録について、資料１により確認。特段質疑なし。

⑶ 北海道ＰＣＢ廃棄物処理事業の進捗状況等について 【資料２－１～２－７】

・ＪＥＳＣＯから、資料２－１から２－５により、施設の稼働状況、ＰＣＢ廃棄物の処理事業、施設のトラブル事象等及び令和元年度の総合防災訓練について説明。

・ 事務局から、資料２－６及び２－７により、ＰＣＢ処理事業に係る環境モニタリング結果及びＪＥＳＣＯ北海道事業所に対する立入検査状況について説明。

《主な質疑等》

【委員】増設施設で発生した労災事案について、開先作業の内容や当該作業にいたる経過は。

→ プラズマ炉の炉蓋にＸ線により経年劣化によるひび割れを確認したため炉蓋を交換。

炉蓋は部品を搬入して施設内で製作したもの、その際に溶接面の研削作業を実施した。（ＪＥＳＣＯ）

【委員】過去にも溶接の不具合があったことを踏まえ、既存設備の溶接個所の点検は適切に実施すべきだし、リスク評価に反映すべき。

【委員】ＰＣＢ処理施設であるということを十分に鑑み、施設内でこうした作業に従事する作業員については、十分な技術・経験を有する者を当てる必要がある。

→ 補修作業の従事者に対しては、十分な事前の作業手順及び資格要件の確認のほか、安全教育や入構教育を実施しており、溶接後の検査も確実に実施している。（ＪＥＳＣＯ）

【委員】総合防災訓練の消防隊設置について、こうした大きな訓練に関わらず、日頃から防災の専門的な特定の人員を配置して訓練していないのか。

→ 自衛防災隊を組織しており、年数回訓練を実施している。（ＪＥＳＣＯ）

(4) 前回監視円卓会議での課題等に対する報告等について 【資料３】

ＪＥＳＣＯから、資料４により、前回監視円卓会議での課題に対する報告として、「災害時の地域貢献について」及び「活性炭吸着に関する調査状況について」説明あり。

《主な質疑等》

【委員】災害時の廃棄物処理施設の重要度は増しており、ＪＥＳＣＯにおける災害時の地域貢献の対応はありがたい。

【委員】活性炭吸着に関する問題について、他事業地域（北九州など）でも分析しているのか。

→ 活性炭については、他事業地域でも測定しており、流速にバラツキがある等により、活性炭の破過のメカニズムは難しいことから、他の事業所でも交換頻度を上げるなどして対応している状況。（ＪＥＳＣＯ）

【委員】安全装置として設置されているのだから、ＪＥＳＣＯで原因を説明できないことは問題であり、原因を究明した上できちんと説明すべきである。

【委員】活性炭施設の入口と出口のＰＣＢ等に関する物質収支を確認し、セーフティーネットとして施設が間違いなく機能しているか確認する方法もあるのでは。

【委員】排ガス中への洗浄溶剤の排出はないのか。

→ 洗浄溶剤について、排ガス中の濃度基準（規制）はないが、大気汚染防止法のＶＯＣ（揮発性有機化合物）の基準値と比較した場合、過去の測定結果では問題ないことが確認されている。（ＪＥＳＣＯ）

【委員】排ガスのモニタリング結果自体に問題がある訳ではないが、今後も装置を使用し続ける以上は排ガス監視強化の継続が必要である。（下流側での吸着に関し）カラムでの原因究明試験を行うとともに、排ガス中の洗浄溶剤濃度や気温等の関連項目を測定し、データの蓄積、分析等も検討する必要がある。

【委員】洗浄溶剤の問題については、事業所内の作業員に影響が出ないよう十分に配慮してほしい。

⑸ 安定器及び汚染物等の処理促進策について 【資料４】

ＪＥＳＣＯから、資料４により、増設施設（プラズマ溶融炉）における安定器の処理促進策として、廃安定器の分離処理の概要や今後の予定等について説明。

《主な質疑等》

【委員】廃安定器の分離処理で、処理量はどれくらいの増加を見込んでいるのか。

→ 年間約４００トン分を無害化認定施設等に払い出すことを見込んでおり、その分、受入量を増加させることが可能。（ＪＥＳＣＯ）

⑹ その他について 【資料５及び６】

北海道から、資料５により北海道における安定器の早期処理に向けた取組について、環境省から、資料６により環境省におけるＰＣＢ廃棄物の早期処理に向けた取組について説明。

《主な質疑等》

【委員】ネオンサインについて、道の調査により確認された件数が想像しているよりずっと少ない。倒産等しているビルも相当数あるはずだし、他に調査を検討すべきでは。

また、他府県ではどのような対応となっているのか。

→ H16 年に実施したネオンサインの調査において、調査対象とした道の屋外広告物条例の許可施設については、一定の規模要件があること、また、札幌市、旭川市及び函館市は対象外となっている。

古いビル等に関しては、基本的には掘り起こし調査で捕捉されていると考えており、また、所有者不明の建物についても登記簿により最終所有者を追跡するなど、可能な限り調査を実施しているため、今後もこういった調査で対応していく。（北海道）

→ ネオンサインについては、北海道ＰＣＢ処理事業所でも一定の処理実績がある。また、他県においても、古いビル等は基本的に掘り起こし調査の中で捕捉されているものと承知している。（環境省）

【委員】ＬＥＤの補助事業について、実績等を教えてほしい。

→ 毎年度、数十件、事業費としては数千万円の活用実績がある。（環境省）

【委員】今後、処理期限が迫る中で、こうした補助事業は有効であり今後も継続してほしい。

→ 補助率等は下がるものの、今後も補助事業として継続していく予定。（環境省）

【委員】胆振東部地震において、被災家屋等におけるＰＣＢ廃棄物の調査は実施しているのか。

→ ＰＣＢは基本的に事業用の建物に使用されており、震災により被災した一般家庭の家屋に関してそうした調査は実施していないと承知している。（北海道）

【委員】（震災におけるＰＣＢ廃棄物の確認に関連し）農家の納屋等については、町の担当者が建築年次（昭和５２年以前）による確認を行っている。

６ その他

次回会議については、令和２年２月 20 日を予定している旨連絡し、閉会